

公告

平成16年度長野県公衆衛生専門学校保健師学科学生を次のとおり募集します。

平成15年9月18日

長野県知事 田中康夫

1 募集人員

40人

2 修業年限

1年

3 出願資格

次のいずれかに該当する者（平成16年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）とします。

(1) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるために必要な学科を修めた者

(2) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者

(3) 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で、(1)及び(2)に規定する学校又は養成所において2年以上修業したもの

(4) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

(5) 旧保健婦規則（昭和20年厚生省令第21号）又は旧看護婦規則（大正4年内務省令第9号）により都道府県知事の免許を受けた者

4 入学試験**(1) 期日**

第一次試験 平成16年1月15日（木）

第二次試験 平成16年2月5日（木）

(2) 場所

長野県公衆衛生専門学校その他指定する会場

(3) 審査内容**ア 学力試験**

第一次試験 看護師教育課程全般及び一般教養（短大卒業程度の能力を問う国語、数学及び英語）

第二次試験 小論文

イ 人物考査（第一次試験合格者についてのみ行います。）

5 入学志願の手続**(1) 提出書類**

ア 入学願書（本校所定の用紙）

イ 成績証明書（3の(4)又は(5)に該当する者を除きます。）

ウ 人物調書（本校所定の用紙。3の(4)又は(5)に該当する者を除きます。）

エ 健康診断書（本校所定の用紙）

オ 最終学校（看護師養成所を含みます。）の卒業証明書又は卒業見込証明書（3の(4)又は(5)に該当する者を除きます。）

カ 保健師又は看護師の免許証の写し（官公署の証明のあるもの。3の(5)に該当する者に限ります。）

キ あて先明記の返信用封筒（700円切手をはった長形3号定形封筒）

(2) 受付場所

長野県公衆衛生専門学校 長野市妻科144番地

（郵便番号 380-0872）

(3) 受付期間

平成15年11月28日（金）から12月5日（金）まで（郵送による場合は、平成15年12月5日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。）

(4) 受験料

受験料（2,200円）は、長野県収入証紙（入学願書にはり、消印しないでください。）により納付してください。

(5) 受験票の交付

入学願書を受理したときは、後日受験票を交付します。

6 合格者の発表**(1) 期日**

第一次試験 平成16年1月28日（水）

第二次試験 平成16年2月13日（金）

(2) 方法

第一次試験 長野県公衆衛生専門学校に掲示するほか、全員に合否結果を通知します。

第二次試験 長野県公衆衛生専門学校に掲示するほか、第二次試験受験者全員に合否結果を通知します。

7 問い合わせ先等

入学願書等の用紙の請求又は出願についての問い合わせは、長野県公衆衛生専門学校（電話 026-232-4274）にしてください（郵送により入学願書等の用紙を請求する場合は、160円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形2号33センチメートル×24センチメートル）を同封してください。）。

医務課

公告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、平成15年8月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表します。

平成15年9月18日

長野県知事 田中康夫

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要							備考
				粗たん白質(%)	粗脂肪(%)	カルシウム(%)	りん(%)	粗繊維(%)	粗灰分(%)	その他(水分)(%)	
マルイ産業株式会社 長野県小諸市大字和田 483-5	同左	マルイの養魚飼料 マス育成用47 (6P)	平成15年8月	47.0以上 47.6	4.0以上 6.5	1.8以上 3.11	1.50以上 2.06	3.0以下 1.1	15.0以下 11.8	— 10.1	
		マルイの養魚飼料 マス育成用47 (4P)		47.0以上 48.5	4.0以上 6.9	1.8以上 3.19	1.50以上 2.10	3.0以下 1.7	15.0以下 12.2	— 10.2	
		マルイの養魚飼料 こい育成用40	同上	40.0以上 40.6	3.0以上 5.5	1.7以上 2.66	1.50以上 2.14	5.0以下 2.5	15.0以下 11.2	— 10.8	
株式会社ジャパン フィード 茨城県鹿島郡神栖町大 字東深芝2-11	株式会社丸 大商店 上田市	日清印授乳期種豚 用配合飼料 スーパー種豚78	平成15年7月	15.0以上 15.2	3.5以上 4.5	0.55以上 0.68	0.40以上 0.53	7.0以下 2.3	9.0以下 4.2	— 13.6	
ヤマコ山一飼料株式会 社 茨城県鹿島郡神栖町大 字東深芝4-1		日清印子豚用人工 乳 ハーブピゲットC		18.0以上 19.6	4.5以上 5.8	0.70以上 1.01	0.55以上 0.67	3.5以下 1.3	8.0以下 5.0	— 11.7	

(注) 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考欄にその成分の過不足量（絶対量）を示します。

畜産課

公告

平成15年9月10日、長野県中信平左岸土地改良区の定款変更を認可しました。

平成15年9月18日

長野県知事 田中康夫

土地改良課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成15年9月26日に開催を予定していた下諏訪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案に係る公聴会については、中止します。

平成15年9月18日

長野県知事 田中康夫

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成15年9月20日に開催を予定していた中野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案に係る公聴会については、中止します。

平成15年9月18日

長野県知事 田中康夫

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成15年9月20日に開催を予定していた飯山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案に係る公聴会については、中止します。

平成15年9月18日

長野県知事 田中康夫

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案に係る公聴会については、中止します。

平成15年9月18日

長野県知事 田中康夫

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成15年9月20日に開催を予定していた野沢温泉都

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、千曲都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年9月18日

長野県知事 田中康夫

1 開催日時及び場所

(1) 開催日 平成15年10月18日（土）

(2) 開催時及び場所

午後1時30分から 千曲市更埴庁舎講堂

2 都市計画案の概要

(1) 都市計画案

千曲都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。

(2) 案の閲覧

公告の日から平成15年10月16日（木）まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出すること。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成15年10月2日（木）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、千曲建設事務所、千曲市建設部都市計画課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

公　述　申　出　書	(整理番号)
千曲都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案 に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成15年 月 日	
長野県知事 田中康夫 様	
公述申出人	
住 所	〒
ふりがな 氏名	
(電話)
<u>意見の要旨</u>	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
<small>(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。</small>	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、坂城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年9月18日

長野県知事 田 中 康 夫

1 開催日時及び場所

(1) 開催日 平成15年10月18日（土）

(2) 開催時及び場所

午前9時30分から 坂城町役場講堂

2 都市計画案の概要

(1) 都市計画案

千曲都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。

(2) 案の閲覧

公告の日から平成15年10月16日（木）まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出すること。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成15年10月2日（木）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、千曲建設事務所、坂城町都市・下水道課

- (4) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり

4 公述人の選定
あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。
なお、公述の申出がない場合は、公聽会は中止する。

5 その他
この公聽会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

公　　述　　申　　出　　書	(整理番号)
坂城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案 に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成15年　月　日	
長野県知事　田中康夫　様	
公述申出人	
住　　所	〒
ふりがな	
氏　名	
(電話)
<u>意見の要旨</u>	
(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするとときは、その旨を明記してください。	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、須坂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案並びに同都市計画区域区分の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年9月18日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 開催日時及び場所
 - (1) 開催日 平成15年10月22日（水）
 - (2) 開催時及び場所
午後 7 時から 須坂市役所西311会議室
 - 2 都市計画案の概要
 - (1) 都市計画案
須坂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに同都市計画区域区分の変更を定める。
 - (2) 案の閲覧
公告の日から平成15年10月16日（木）まで、3 の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出すること。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成15年10月6日（月）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、須坂建設事務所、須坂市まちづくり推進部まちづくり課、小布施町建設水道課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、信濃都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年9月18日

長野県知事 田 中 康 夫

1 開催日時及び場所

(1) 開催日 平成15年10月24日(金)

(2) 開催時及び場所

午後7時から 信濃町役場2階会議室

2 都市計画案の概要

(1) 都市計画案

信濃都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。

(2) 案の閲覧

公告の日から平成15年10月16日(木)まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」という。)を提出すること。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成15年10月6日(月)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。)

(3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、長野建設事務所、信濃町建設課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

公　述　申　出　書

(整理番号)

信濃都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案
に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成15年 月 日

長野県知事 田中康夫 様

公述申出人

住 所 〒ふりがな
氏名

(電話)

意見の要旨

(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。

2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。

3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、牟礼都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年9月18日

長野県知事 田中康夫

1 開催日時及び場所

(1) 開催日 平成15年10月23日（木）

(2) 開催時及び場所

午後7時から 牟礼村民会館ホール

2 都市計画案の概要**(1) 都市計画案**

牟礼都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。

(2) 案の閲覧

公告の日から平成15年10月16日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出すること。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成15年10月6日（月）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、長野建設事務所、牟礼村建設水道課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

重任

氏名 住 所
 田中正美 上田市常磐城3丁目11番27号
 橋詰勝典 上田市大字秋和876番地

退任

氏名 住 所
 立木茂 上田市大字秋和121番地

土地改良課

公告

善光寺川中島平土地改良区連合の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成15年9月18日

長野県長野地方事務所長 金井範夫

理事

新任

氏名 住 所
 岡澤義雄 長野市小島田町1068番地
 轟渡 長野市大字大豆島1890番地
 竹内芳政 長野市真島町真島1603番地

重任

氏名 住 所
 藤森良之助 長野市大字村山148番地
 久保貞二郎 長野市篠ノ井東福寺118番地
 田中光男 長野市川中島町御厨1613番地

退任

氏名 住 所
 青木義数 長野市稻里町中氷鉋782番地
 小出嘉幸 長野市大字大豆島1413番地
 大日方希平 長野市小島田町183番地1

監事

新任

氏名 住 所
 中澤美夫 長野市大字大町123番地
 長谷部英雄 長野市青木島1丁目17番地2

重任

氏名 住 所
 杵渕正久 長野市篠ノ井杵渕1031番地

退任

氏名 住 所
 赤沼操 長野市大字北長池1788番地
 小山實 長野市青木島町大塚1475番地

土地改良課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成15年9月18日

長野県教育委員会教育長瀬良和征

1 落札に係る物品等の名称及び数量

パソコンコンピュータ943台及び付属機器一式の賃借

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県教育委員会事務局教学指導課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

平成15年7月8日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 富士通エフ・アイ・ピー株式会社長野支社

(2) 所在地 長野市岡田町215-1

5 落札金額

1月当たりの賃借額 2,438,940円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成15年5月29日

教学指導課